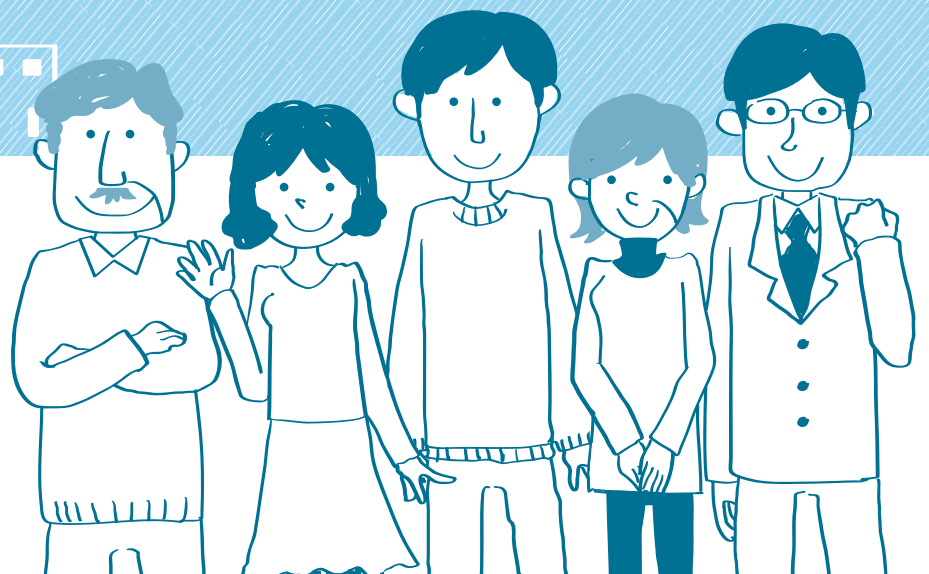


NPO法人が
寄附を集めやす
くなります!

認定・指定 NPO法人になろう

—認定・指定NPO法人制度ガイドブック—



発行

横浜市市民局地域支援部市民協働推進課

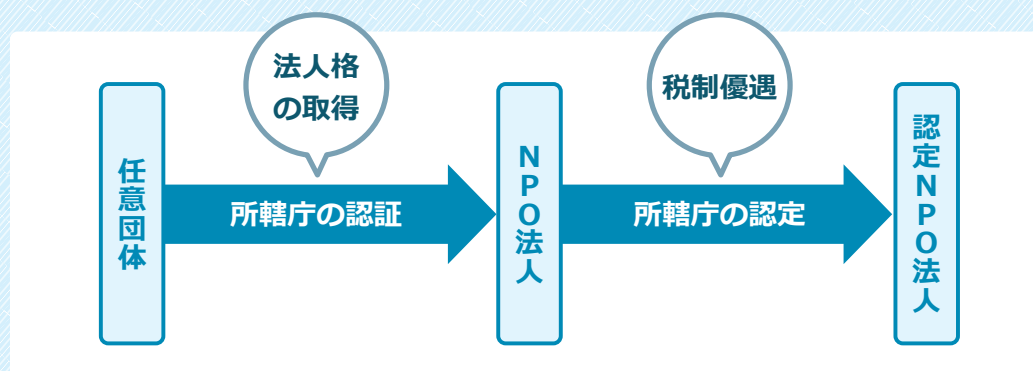
TEL : 045-671-4737 FAX : 045-223-2032 E-mail : sh-npo@city.yokohama.jp

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

認定NPO法人とは・・・

NPO法人のうち、運営組織や経理処理が適正などの基準を満たす法人は、所轄庁から認定を受けることができます。

認定を受け、認定NPO法人になると、税制優遇を受けることができます。（※認定の有効期間は、5年ごとの更新制です。）



認定NPO法人のメリット

認定NPO法人になると、次のようなメリットが期待できます。

- 寄附者に対する税制優遇があるため、寄附金を集めやすくなります。
(詳細は2ページ参照)
- 運営組織や経理処理が適正などの認定の基準に適合しなければなら
ないことから、社会的信頼性が向上します。
- 法令遵守の意識が向上し、内部管理の適正化が図られます。
- 情報公開を一層徹底する必要があることから、法人の透明性が増します。

目次

- ◆ 認定NPO法人の税制優遇 2ページ
- ◆ 認定NPO法人になるための基準..... 3ページ
- ◆ 認定NPO法人になるための3つの道
(認定NPO法人になるためのステップアップのルートがあります) 4ページ
- ◆ 認定NPO法人になるまでの流れ..... 5ページ
- ◆ 認定NPO法人の義務 5ページ
- ◆ 指定NPO法人について..... 6ページ

認定NPO法人の税制優遇

認定NPO法人に寄附をした寄附者等は、それぞれ次の税制優遇を受けることができます。

それぞれ
確定申告する必要が
あります!

1 個人が認定NPO法人に寄附をした場合

→所得税、住民税から寄附金額の最大約50%の金額の税金が控除されます。



控除額の算式

■ 所得税（国税）

税額控除または所得控除の有利な方を選ぶことができます。

● 税額控除

(寄附金額 - 2,000円) × 40%

● 所得控除

(寄附金額 - 2,000円) を所得から控除

■ 住民税（地方税）

● 個人県民税

(寄附金額 - 2,000円) × 2%

● 個人市民税

(寄附金額 - 2,000円) × 8%

2 法人が認定NPO法人に寄附をした場合

→損金算入限度額が拡大されます。

一般のNPO法人への寄附と比較して、損金扱いできる寄附金の限度額が大きくなります。

■ 次の特別損金算入限度額（認定NPO法人に設けられる損金算入の特別枠）が一般損金算入限度額とは別に設けられる

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$

3 相続人がその相続財産を認定NPO法人に寄附をした場合

→寄附をした相続財産は、相続税の課税対象から除外され、非課税になります。

4 認定NPO法人自身が法人税法上の収益事業を行っている場合

→法人税の軽減措置（みなし寄附金制度）を利用することができます。

上記は税制優遇の概要です。詳細については、内閣府ホームページをご参照ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu>

内閣府 認定npo 寄附 検索

認定NPO法人になるための基準

認定NPO法人になるためには、実績判定期間(下段参照)や申請年度について、次の基準を満たしている必要があります。

① 広く市民から支援を受けていること (パブリックサポートテストを満たすこと)

いずれか1つを
満たせばOK

- 実績判定期間中の経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上である。
- 実績判定期間中の各事業年度中において寄附金の総額が3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である。
- 都道府県又は市区町村から条例で個別に指定を受けている。(横浜市の指定NPO法人制度については6ページ参照)

② 事業活動のうち、実績判定期間中の共益的な活動(次のような活動)の占める割合が50%未満であること

このような
活動が
50%未満
ならOK

- 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動
- 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
- 特定の者の意に反した行為を求める活動
- 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動
- 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動

③ 運営組織及び経理が適正であること

すべて
満たして
いればOK

- 役員 の 総数 の うち、特定 の 役員 及び その 親族 関係 者 等 の 占める 割合 が 3 分 の 1 以下 である。
- 役員 の 総数 の うち、特定 の 法人 の 役員 や 従業員 等 の 占める 割合 が 3 分 の 1 以下 である。
- 各 社員 の 表決 権 が 平等 である。
- 公認 会計 士 等 の 監査 を 受けて いる か、青色 申告 法人 と 同等 に 取引 を 帳簿 に 記録 し 保存 して いる。
- 支出 した 金銭 に ついて 費途 が 不明 な もの は なく、また、帳簿 に 虚偽 の 記載 は して いない。

経理については、複式簿記の原則に従った取引の記録や、帳簿や証憑書類(領収書等)の保存が必要です。



④ 事業活動について一定の基準を満たしていること

すべて
満たして
いればOK

- 宗教活動、政治活動等は行っていない。
- 役員や社員、職員、寄附者等に対して特別の利益を与えていない。
- 営利を目的とした事業を行う者や、宗教・政治活動を行う者、特定の公職の候補者や公職にある者等に寄附を行っていない。
- 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費/事業費の総額】の割合が80%以上である。
- 実績判定期間において【受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額/受入寄附金の総額】の割合が70%以上である。

⑤ 情報公開を適切に行っていること

- 事業報告書等や認定申請書類、役員報酬や給与に関する規程、収益の明細などについて、一般の人から閲覧の請求があった場合は、応じることができる。

⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること

- 毎年度、定められた期限内に事業報告書等を所轄庁に提出している。

事業報告書等の提出期限は、毎事業年度初めの3か月以内です。

⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

すべて
満たして
いればOK

- 法令に違反する事実はない。
- 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実はない。
- その他にも、公益に反する事実はない。



⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること

- 申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えている。

注意!
欠格事由

①～⑧の基準を満たしていても、欠格事由(暴力団の統制下にある、税の滞納処分が執行されている等)に該当するNPO法人は、認定を受けることはできません。

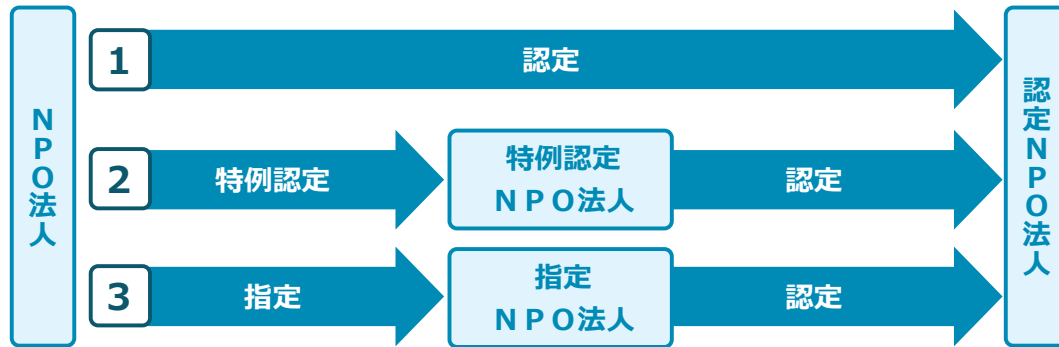
実績判定期間

過去の実績について、認定基準を満たしているかどうかを判定するための期間です。初めて認定申請する場合は、直前の2事業年度になります。認定の更新の申請をする場合は、直前の5事業年度になります。

事業年度	2021年度	2022年度	2023年度	...	2027年度	2028年度
初めての申請の場合	実績判定期間2年間		申請			
更新の場合			実績判定期間5年間			申請

認定NPO法人になるための3つの道

認定NPO法人になるためには、次の3つの道があります。基準等を比較して各々の法人に適したルートで認定取得を目指すことができます。



1 「NPO法人」から直接「認定NPO法人」になる

すべての認定基準（3ページ）を満たす法人は、直接認定NPO法人を目指すことができます。

2 「特例認定NPO法人」から「認定NPO法人」になる

設立後5年以内の法人は、スタートアップ支援として、パブリックサポートテスト以外の認定基準（3ページの②～⑧）を満たしていれば、税制優遇を3年間（1回限り）受けられる特例認定NPO法人を目指すことができます。

特例認定を取得した後は、特例認定のメリット（寄附者に対する税制優遇）を活用し寄附を集めて、パブリックサポートテスト（3ページの①）も満たした段階で、認定NPO法人を目指すことができます。

★特例認定NPO法人について

【対象】設立後5年以内のNPO法人

【基準】認定基準（3ページ）②～⑧

【メリット】認定NPO法人に近い税制優遇が受けられる。（具体的には、2ページの①・②）

【有効期間】特例認定の日から3年間。適用は1回限り

3 「指定NPO法人」から「認定NPO法人」になる

主に横浜市内で活動し、かつ地域等の課題の解決に資する活動を行っている法人は、指定NPO法人を目指すことができます。

指定を取得すると、認定基準のうちパブリックサポートテスト（3ページの①）をクリアしたことになるので、残りの認定基準（3ページの②～⑧）を満たした段階で認定NPO法人を目指すことができます。

※指定NPO法人を目指す法人は、6ページをご参照ください。

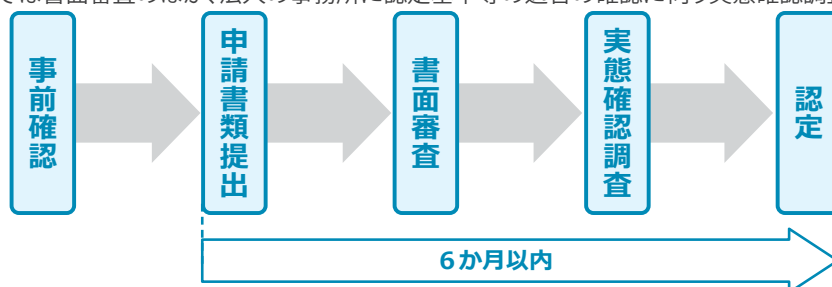
寄附金収入が少ない法人でも、特例認定や指定を活用することで認定を目指すことができます♪



認定NPO法人になるまでの流れ

申請後、原則6か月以内に認定が決定されます。

- 申請書類の作成等には留意すべき点が多くありますので、「特定非営利活動法人の認定申請・運営等の手引き」をご参照の上、作成してください。また、作成した申請書類について事前確認を実施しています。
- 審査にあたっては書面審査のほか、法人の事務所に認定基準等の適合の確認に伺う実態確認調査があります。



認定NPO法人の義務

◆書類の作成・提出・備え置き・情報公開等の義務があります。

税制上の優遇措置がある認定NPO法人には、より透明性の高い情報公開が求められます。そのため、主に次の書類について作成し、法人の事務所に備え置き、市民から閲覧請求があったときは閲覧させなければなりません。また、これらの書類は所轄庁にも提出する必要があり、提出された書類は広く市民に公開されます。

主な閲覧対象書類

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 事業報告書等（前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿） | <input type="checkbox"/> 認定の申請書に添付した書類（一部の書類は対象外） |
| <input type="checkbox"/> 役員名簿 | <input type="checkbox"/> 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 |
| <input type="checkbox"/> 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） | <input type="checkbox"/> 前事業年度の収益の明細や寄附金に関する事項等を記載した書類 |
| | <input type="checkbox"/> 助成金の支給の実績を記載した書類 |

◆寄附者に対して寄附金受領証明書（領収書）を発行する必要があります。

寄附者が税制上の優遇措置を受けるために、次の項目を記載した寄附金受領証明書（領収書）を発行する必要があります。

必要な記載事項

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 認定NPO法人の名称、所在地 | <input type="checkbox"/> 寄附金を受領した旨、受領した寄附金の額及び受領年月日 |
| <input type="checkbox"/> 所轄庁からの認定通知書に記載された番号、認定年月日 | <input type="checkbox"/> 寄附者の氏名、住所 |
| <input type="checkbox"/> どのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるかの記載 | |

◆寄附者名簿を作成し、5年間保存する必要があります。

寄附者の氏名・住所・寄附金額・受領年月日を記した寄附者名簿を作成・保存する必要があります。

指定NPO法人について

指定NPO法人とは

主に横浜市内で活動し、地域等の課題の解決に資する活動を行っているなどの一定の基準を満たす法人として、横浜市の条例で指定を受けたNPO法人をいいます。

指定NPO法人のメリット

①個人が指定NPO法人に寄附をした場合、次の金額が個人市民税から控除されます。

■ 控除金額：(寄附金額－2,000円) × 8 %

②指定NPO法人になると、認定基準のうちパブリックサポートテスト(3ページの①)がクリアとなる。

→寄附金収入が少ない法人でも、認定NPO法人へのステップアップが可能！

指定NPO法人になるための基準

①市内で活動する法人であること。

②地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行い、当該法人以外のものから支持されている実績があること。

ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていることの判断のポイント
以下の項目について、総合的に判断します。

- 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致していること
- 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること
- 受益の機会が一般に開かれていること
- 自主的・自発的に独立して行われていること
- その他、市民の利益に資すること

イ 当該法人以外のものから支持されている実績があることの判断のポイント
以下の項目のいずれかに該当すること。

- 一定の寄附の実績があること
- 行政等から支持を受けている実績があること
- 地域の住民、企業等から支持を受けている実績があること
- その他市長が認める実績があること

※神奈川県又は、神奈川県内の他の市町村の条例で指定を受けている法人で市長が適当と認めた法人は、このア・イの基準を満たすこととなります。

認定と異なり、寄附の人数や金額ではなく、活動の実績等が基準となっています。



③その他の運営組織、情報公開等に関する基準

認定NPO法人とほぼ同等の基準となっています。(3ページの③～⑧)

指定NPO法人になるまでの流れ

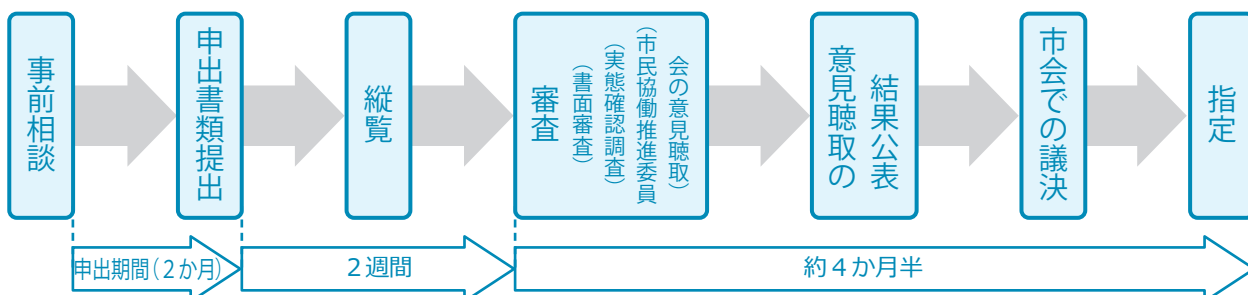
申出期間は年2回です。指定を受けるには横浜市内での議決が必要です。

申出期間	指定の時期
6月から7月まで	12月
12月から翌年1月まで	翌年6月

※控除対象となる寄附金
…指定を受けた年の1月1日以降に受け入れた寄附金



申出期間が決まっているので計画的に準備しましょう



窓口のご案内

◆横浜市市民局市民協働推進課(各種申請・届出、事前確認窓口)

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-4737 FAX:045-223-2032

MAIL:sh-npo@city.yokohama.jp

※申請・申出をご検討の際は、電話かメールにてご連絡ください。

横浜市 npo 検索

◆横浜市市民協働推進センター

(運営:市民セクターよこはま)

(情報公開対象書類の縦覧・閲覧場所)

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-4732 FAX:045-223-2888

〈休館日〉市庁舎休館日